

平成 2 4 年 訓 戒 等 処 分 台 帳

No	発生年月日	処分年月日	処分時所属	課・係・職名	階 級	氏 名	処 分 結 果	事 案 の 概 要
1	H23.12. 3 ～12.19	H24. 1.10	署		巡 査		所 属 長 注 意	未使用の交通反則切符を誤廃棄した上、上司への報告を怠ったもの。
2	H23.12.22 ～12.23	H24. 1.13 H24. 1.13	署 署		巡 査 巡 査		所 属 長 訓 戒 所 属 長 注 意	捜査書類を一時自宅保管したうえ、上司への報告を怠ったもの。 保管管理の徹底を欠き、捜査書類を一時紛失したもの。
3	H23. 5.27 ～ 9. 9	H24. 1.17	署		警 部 補		所 属 長 注 意	保護カードの主管課への引継ぎを遅延したもの。
4	H23.12.14 ～12.21	H24. 1.25	署		警 部 補		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、未使用の点数切符を一時紛失したもの。
5	H23.12.31	H24. 1.26 H24. 1.26	署 署		巡 査 巡査部長		所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、納付書等を紛失したもの。 部下の紛失事案に関し、適切な指導を怠ったもの。
6	H23.11.20 ～12. 1	H24. 1.27 H24. 1.27	署 署		巡 査 警 部 補		所 属 長 訓 戒 警 務 部 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、捜査資料を紛失したもの。 上記の監督責任
7	H23.10. 7 ～12.21	H24. 1.27	署		巡査部長		警 務 部 長 訓 戒	異性に対し、不適切な言動を行ったもの。
8	H24. 1. 6	H24. 1.30	署		巡査部長		本 部 長 訓 戒	私用車を運転中、制限速度を49km/h 超過したもの。
9	H24. 1.22	H24. 2. 1			警 部 補		所 属 長 注 意	私用車を運転中、制限速度を32km/h 超過したもの。
10	H24. 1.11 ～ 1.12	H24. 2. 2	署		警 部 補		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、速度測定カードを紛失したもの。
11	H24. 1.24	H24. 2. 6			巡 査		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、制服ワイシャツを一時紛失したもの
12	H24. 1.14	H24. 2.21	署		巡 査 長		警 務 部 長 訓 戒	私用車を運転中、制限速度を48km/h 超過したもの。
13	H24. 1.17 ～ 2.17	H24. 2.22	署		巡 査		所 属 長 注 意	異性と不健全な交際を行ったもの。

14	H24.1.16	H24.3.1 H24.3.1 H24.3.1 H24.3.1	署 署 署 署	巡査部長 巡査部長 巡査部長 巡査部長	警務部長注意 所 属 長 注 意 所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	私用車で無承認旅行をした上、制限速度を43km/h超過したもの。 無承認旅行をしたもの。 無承認旅行をしたもの。 無承認旅行をしたもの。
15	H23.12.9 ～ H24.1.3	H24.3.1 H24.3.1 H24.3.1 H24.3.1	署 署 署 署	警 部 警 部 補 巡査部長 巡 査 長	所 属 長 注 意 所 属 長 注 意 所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	新規留置に際して、所持品検査等の徹底を欠き、領置すべき物品を留置施設内に持ち込まれたもの。 新規留置に際して、所持品検査等の徹底を欠き、領置すべき物品を留置施設内に持ち込まれたもの。 新規留置に際して、所持品検査等の徹底を欠き、領置すべき物品を留置施設内に持ち込まれたもの。 新規留置に際して、所持品検査等の徹底を欠き、領置すべき物品を留置施設内に持ち込まれたもの。
16	H24.2.15	H24.3.2 H24.3.2 H24.3.2	署 署 署	巡査部長 警 部 補 警 部	所 属 長 注 意 警 務 部 長 注 意 本 部 長 注 意	公務中の交通事故に関して、上司が事実誤認をしているのに積極的な報告を怠ったもの。 部下の交通事故に関し、適切な報告を怠ったもの。 部下の交通事故に関し、適切な状況把握を怠ったもの。
17	H23.12.28 ～ H24.1.24	H24.3.6 H24.3.6 H24.3.6	署 署 署	巡 査 補 警 部 補 警 部	所 属 長 訓 戒 警 務 部 長 注 意 所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、広聴関係書類を紛失したもの。 上記の監督責任 上記の監督責任
18	H18.10.13 ～ H23.12.21	H24.3.7	署	巡 査 長	所 属 長 訓 戒	営利企業等の従事許可願の提出を怠ったもの。
19	H24.2.25	H24.3.8	署	巡 査 長	所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、捜査書類を誤廃棄したもの。
20	H24.2.25	H24.3.12	署	巡 査 長	所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、入庁証等在中の鞆を盗難に遭ったもの。
21	H24.2.29	H24.3.13	署	巡査部長	警 務 部 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、制服を一時紛失したもの。
22	H24.1.31	H24.3.13	署	巡査部長	所 属 長 訓 戒	私用車で自損事故を起こしながら届け出を遅延したもの。
23	H23.3.18 ～ H24.1.15	H24.3.14 H24.3.14 H24.3.14 H24.3.15	署 署 署 署	警 部 補 巡査部長 警 部 補 警 部	本 部 長 訓 戒 所 属 長 訓 戒 所 属 長 注 意 警 務 部 長 注 意	無承認で、個人所有のデジタルカメラを公務に使用したもの。 上記デジタルカメラの外部記録媒体を公務に使用したもの。 上記に関し、指導教養及び保管管理の徹底を欠いたもの。 上記に関し、指導教養及び保管管理の徹底を欠いたもの。
24	H24.2.24	H24.3.19	署	巡査部長	警 務 部 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、公費デジタルカメラを紛失したもの。

25	H24.2.23 ～ 2.27	H24.3.21			巡査部長		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、公費デジタルカメラを紛失したもの。
26	H24.2.20	H24.3.21 H24.3.21 H24.3.21	署 署 署		巡査部長 巡 査 長 警 部 補		所 属 長 注 意 所 属 長 注 意 警 務 部 長 注 意	被留置者の領置物品の返還を失念したもの。 被留置者の領置物品の返還を失念したもの。 上記事案に関し、適切な措置を講じなかった上、報告を怠ったもの。
27	H24.3.10	H24.3.21 H24.3.21 H24.3.21	署 署 署		巡査部長 警 部 補 警 部 補		本 部 長 訓 戒 所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、警察手帳を一時紛失したもの。 上記の監督責任 上記の監督責任
28	H24.1.31	H24.3.23 H24.3.23 H24.3.23	署 署 署		巡査部長 警 部 補 警 部		警 務 部 長 訓 戒 警 務 部 長 注 意 所 属 長 訓 戒	新規留置に際して、被留置者の承諾を得ず、所持品を廃棄したもの。 上記に関し、適切な指導を怠ったもの。 上記に関し、適切な指導等を怠ったもの。
29	H23.2.22 ～ H24.1.6	H24.3.29 H24.3.26 H24.3.28	署 署 署		警 部 補 警 部 補 警 部		警 務 部 長 訓 戒 所 属 長 注 意 警 務 部 長 注 意	失念により、不拘束事件が長期間未処理となっていたもの。 上記に関し、適切な捜査管理を怠ったもの。 上記に関し、適切な捜査管理を怠ったもの。
30	H24.2.24	H24.4.2	署		巡 査		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、防寒服を紛失したもの。
31	H23.11.28 ～ H24.3.21	H24.4.9			巡査部長		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、警棒を紛失したもの。
32	H24.2.10 H24.2.11 ～ H24.2.15	H24.4.12 H24.4.12	署 署		巡 査 警 部 補		警 務 部 長 注 意 所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、捜査資料を紛失したもの。 捜査資料の紛失の報告を受けながら、上司への報告を怠ったもの。
33	H24.2.22	H24.4.13	署		巡 査 長		警 務 部 長 訓 戒	無承認で、公費デジタルカメラを庁舎外に持ち出した上、個人パソコンを公務に使用したもの。
34	H23.3.12 ～ H23.3.15	H24.4.17 H24.4.17	署 署		警 部 補 警 部		警 務 部 長 注 意 警 務 部 長 注 意	人事関係書類を誤廃棄したもの。 人事関係書類の誤廃棄の報告を受けながら、上司への報告を怠ったもの。
35	H23.11～ H24.3.19	H24.4.19	署 署		警 部 補 巡 査 長		所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	異性と不適切な交際を行ったもの。 異性と不適切な交際を行ったもの。
36	H24.4.15	H24.4.25	署		巡 査		警 務 部 長 注 意	私用車を運転中、制限速度を37km/h超過したもの。
37	H24.3.11	H24.4.26	署		巡査部長		所 属 長 訓 戒	私用車を運転中、制限速度を47km/h超過したもの。

38	H24.4.8	H24.5.1 H24.5.1	署	巡査部長 警部補	所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	FAX誤送信 上記の監督責任
39	H24.4.13	H24.5.2	署	警部補	所 属 長 注 意	私用車を運転中、制限速度を32km/h超過したもの。
40	H23.12～ H24.2.6	H24.5.2	署	巡 査 長	所 属 長 注 意	無承認の車両通動
41	H24.4.26	H24.5.7		巡査部長	所 属 長 注 意	私用車を運転中、制限速度を32km/h超過したもの。
42	H24.4.28	H24.5.9	署	巡 査 長	所 属 長 注 意	私用車を運転中、制限速度を31km/h超過したもの。
43	H24.4.3	H24.5.15	署	巡 査	警 務 部 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、遺失届を紛失したもの。
44	H22.11.20	H24.5.15	署	巡査部長	所 属 長 注 意	無承認で、個人パソコンを公務に使用したもの。
45	H16～ H23.8	H24.5.18	署	警部補	本 部 長 訓 戒	異性との不健全交際
46	H24.4.19	H24.5.22	署	巡査部長	警 務 部 長 訓 戒	私用車を運転中、制限速度を45km/h超過したもの。
47	H24.4.11	H24.5.23 H24.5.23 H24.5.23 H24.5.23	署 署 署 署	巡 査 警 部 補 警 部 補 警 部 補	所 属 長 訓 戒 所 属 長 訓 戒 所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	拳銃の不適切保管 部下の拳銃受入の確認を怠ったもの。 上記の監督責任 上記の監督責任
48	H24.4.19	H24.5.29	署	警部補	所 属 長 注 意	FAX誤送信
49	H24.4.13	H24.5.29	署	警部補	警 務 部 長 注 意	FAX誤送信
50	H24.5.24	H24.5.30		巡査部長	警 務 部 長 訓 戒	保管管理の徹底を欠き、警察手帳を一時紛失したもの。
51	H24.4.8	H24.6.1 H24.6.1 H24.6.1	署 署 署	巡 査 長 警 部 補 警 部 補	本 部 長 訓 戒 本 部 長 注 意 本 部 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、捜査書類等を一時紛失したもの。 上記の監督責任 上記の監督責任

52	H23.8～ H24.1	H24.6.8 H24.6.8 H24.6.8	署 署	署 視 正 署 視 部	本 部 長 注 意 本 部 長 注 意 所 属 長 注 意	懲戒処分台帳№2の監督責任 懲戒処分台帳№2の監督責任 懲戒処分台帳№2の監督責任
53	H24.5.29	H24.6.11		巡查部長	所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、捜査書類等を一時紛失したもの。
54	H24.5.2	H24.6.11	署	巡 査 長	所 属 長 訓 戒	保管管理の徹底を欠き、拾得品を紛失したもの。
55	H24.4.24	H24.6.15	署	巡查部長	所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、捜査書類を誤廃棄したもの。
56	H24.5.15	H24.6.21	署	巡查部長	所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、捜査書類を誤廃棄したもの。
57	H23.5.～ H24.3.6	H24.6.22 H24.6.22 H24.6.22	署 署 署	署 部 署 部 補 署 部 補	所 属 長 注 意 所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	業務管理の徹底を欠いたもの。 誤った活動報告を行ったもの。 誤った活動報告を行ったもの。
58	H24.6.8	H24.6.22	署	署 部	所 属 長 注 意	FAX誤送信
59	H24.6.12	H24.6.26 H24.6.26		巡查部長 署 部 補	本 部 長 注 意 本 部 長 注 意	公用車で自損事故を起こしながら届け出を遅延したもの。 部下が公用車で自損事故を起こしながら届け出を遅延したもの。
60	H22.10～ H23.12	H24.6.28	署	巡查部長	警 務 部 長 注 意	異性と不健全な交際を行ったもの。
61	H24.6.19	H24.6.29	署	巡查部長	所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、個人情報記載のメモを一時紛失したもの。
62	H24.6.18	H24.7.2	署	署 部 補	所 属 長 訓 戒	私用車を運転中、制限速度を41km/h超過したもの。
63	H24.2～ H24.6.9	H24.7.5 H24.7.5	署 署	署 部 補 巡 査	警 務 部 長 訓 戒 所 属 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。 異性と不適切な交際を行ったもの。
64	H23.2～ H23.4	H24.7.5 H24.7.5	署	巡查部長 巡 査 長	警 務 部 長 訓 戒 所 属 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。 異性と不適切な交際を行ったもの。
65	H24.3.30	H24.7.5	署	署 部 補	所 属 長 注 意	公用車から降車するためドアを開けた際、不注意により駐車中の車両に 接触させたが、報告を怠ったもの。
66	H23.7.18	H24.7.5	署	巡查部長	警 務 部 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、証拠品である單車を交番内に放置していたもの。

	～H24.5.24	H24.7.5 H24.7.5	署		警部補 警部補		所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、証拠品である単車を交番内に放置していたもの。 保管管理の徹底を欠き、証拠品である単車を交番内に放置していたもの。
67	H24.6.25	H24.7.6	署		警部補		所 属 長 注 意	無承認で個人車両を公務に使用したもの。
68	H24.6.1	H24.7.9 H24.7.9	署		警部補 警部		所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、証拠品を誤廃棄したもの。 保管管理の徹底を欠き、証拠品を誤廃棄したもの。
69	H24.3.2	H24.7.17	署		警部補		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、交番備え付け文書を誤廃棄させたもの。
70	H23.12.21 ～H24.6	H24.7.23	署		警部補		本 部 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行った上、無承認で外泊を繰り返したもの。
71	H24.6.23	H24.7.23	署		巡査部長		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、拾得物件を誤返還したもの。
72	H13.9～ H24.5	H24.7.23	署		巡査部長		本 部 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。
73	H13.9～ H14.9	H24.7.23			警部補		警 務 部 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。
74	H14.9～ H15.3	H24.7.23			警部		警 務 部 長 注 意	異性と不適切な交際を行ったもの。
75	H18.1～ H22.1	H24.7.23			警視		本 部 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。
76	H24.3～ H24.5	H24.7.23	署		警部補		所 属 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。
77	H24.3.9 ～H24.6.15	H24.7.23	署		警部		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、公費デジタルカメラの紛失事案を惹起させたもの。
78	H24.7.15	H24.7.24			一般職員		警 務 部 長 注 意	私用車を運転中、制限速度を36km/h超過したもの。
79	H23.10～ H24.3	H24.7.24	署		巡査長		所 属 長 注 意	無承認で外泊を繰り返したもの。
80	H24.5.19	H24.7.27	署		巡査部長		所 属 長 注 意	不適切な事実確認により、同僚が公用文書を廃棄する事案を惹起させたもの。※ 懲戒処分台帳No.7の関係職員

81	H22.6～ H24.6	H24.7.27 H24.7.27 H24.7.27			警 部 補 巡 査 長 警 部 補		警 務 部 長 訓 戒 所 属 長 訓 戒 所 属 長 注 意	異性と不適切な交際を行ったもの。 異性と不適切な交際を行ったもの。 不適切交際の報告を怠ったもの。
82	H24.5.29 ～H24.5.30	H24.7.30		署	警 部 補		警 務 部 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、捜査書類を紛失したもの。
83	H22.2.17 ～H22.10.27	H24.7.31			巡 査 長		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、公用文書を誤廃棄した上、報告を怠ったもの。
84	H24.7.21	H24.8.2 H24.8.2			警 部 補 巡査部長		警 務 部 長 注 意 警 務 部 長 注 意	公用車で駐車場のシャッターに接触しながら報告を怠ったもの。 上記公用車に同乗しながら報告を怠ったもの。
85	H24.3.20 ～H24.6.12	H24.8.7 H24.8.7		署 署	警 部 補 警 部		所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、公費デジタルカメラの紛失事案を惹起させたもの。 保管管理の徹底を欠き、公費デジタルカメラの紛失事案を惹起させたもの。
86	H24.6.23 ～H24.6.29	H24.8.8		署	警 部		所 属 長 訓 戒	保管管理の徹底を欠き、捜査書類を誤廃棄したもの。
87	H24.4.23	H24.8.8		署	巡査部長		本 部 長 訓 戒	飲酒の上、飲食店内で粗野な言動を行ったもの。
88	H23.1～ H24.7.14	H24.8.10		署	巡 査		所 属 長 注 意	公用文書を不適切に保管していたもの。
89	H24.7.31	H24.8.10		署	巡 査 長		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、捜査書類を誤廃棄したもの。
90	H24.8.7	H24.8.22		署	警 部 補		所 属 長 訓 戒	私用車を運転中、制限速度を40km/h超過したもの。
91	H22.4～ H23.7	H24.8.28		署	巡査部長		本 部 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。
92	H24.6.26	H24.8.29 H24.8.31		署 署	巡 査 巡査部長		所 属 長 訓 戒 所 属 長 注 意	拳銃の不適切保管 上記の監督責任
93	H22.9～ H24.6	H24.9.5		署	警 部		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、人事関係書類紛失事案を惹起させたもの。
94	H21.7～ H21.9	H24.9.5			警 部 補		所 属 長 注 意	人事関係書類の作成を怠ったもの。
95	H24.7.9～ H24.8.3	H24.9.5		署	警 部 補		所 属 長 注 意	保管管理要領の申し継ぎを怠り、飲酒検知管紛失事案を惹起させたもの。

96	H24.4～ H24.8	H24.9.5	署		巡査部長		所 属 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。
97	H24.8.3～ H24.8.21	H24.9.6	署		巡 査 長		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、捜査書類を紛失したもの。
98	H24.7.17	H24.9.6 H24.9.6	署 署		警 部 巡査部長		警 務 部 長 注 意 所 属 長 注 意	宿直責任者として、留置室扉の施錠を怠るなどしたもの。 留置室扉の施錠確認を怠ったもの。
99	H24.2.28	H24.9.7	署		警 部		所 属 長 注 意	懲戒処分台帳No.8の監督責任
100	H24.5.24 ～H24.5.30	H24.9.11	署		警 部		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、放置車両確認標章紛失事案を惹起させたもの。
101	H24.9.8	H24.9.24			警 部 補		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、入庁証等在中の鞆を盗難に遭ったもの。
102	H24.8.9	H24.9.26 H24.9.26	署 署		巡 査 警 部 補		所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	物件事故報告書の作成を怠ったもの。 業務管理の徹底を欠き、物件事故報告書未作成事案を惹起させたもの。
103	H24.8.10	H24.10.1	署		巡査部長		警 務 部 長 訓 戒	私用車を運転中、制限速度を47km/h超過したもの。
104	H24.2.6～ H24.9.21	H24.10.3			警 部		警 務 部 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、手錠を紛失したもの。
105	H24.8.19 ～ H24.8.20	H24.10.5	署		警 部 補		所 属 長 訓 戒	傾置物品の不適切な取扱により、紛失事案を惹起させたもの。
106	H24.10.2	H24.10.12	署		警 部 補		所 属 長 注 意	F A Xを誤送信したもの。
107	H24.8.20 ～H24.8.2 2	H24.10.16	署		巡 査 長		所 属 長 注 意	傾置物品の不適切な取扱により、誤廃棄事案を惹起させたもの。
108	H24.10.17	H24.10.22	署		巡 査 長		所 属 長 注 意	私用車を運転中、制限速度を30km/h超過したもの。
109	H17.5頃～ H24.8.20	H24.10.25	署		巡査部長		所 属 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。

110	H24.3頃～ H24.9.30	H24.10.25	署	署 部 補 巡査部長	署 務 部 長 注 意 所 属 長 注 意	異性と不適切な交際を行ったもの。 異性と不適切な交際を行ったもの。
111	H24.9.2	H24.10.25	署	巡 査 長	所 属 長 注 意	内妻に対し、傷害を負わせたもの。
112	H20.2.13 ～ H24.5.7	H24.10.25 H24.10.29 H24.10.26	署 署	巡 査 長 巡査部長 署 部 補	署 務 部 長 訓 戒 署 務 部 長 注 意 所 属 長 注 意	盗難被害単車の不適切保管 盗難被害単車の不適切保管 業務管理の不徹底により、盗難被害単車に係る不適切保管を惹起させたもの。
113	H24.7.31	H24.10.26	署	巡査部長	所 属 長 注 意	関係者に対し、不適切な言動を行ったもの。
114	H24.6.26	H24.10.30	署	署 部 補	所 属 長 注 意	訓戒等処分台帳No92の監督責任
115	H22.5～ H24.9.30	H24.10.31	署	巡 査	署 務 部 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。
116	H20.10～ H21.9	H24.11.5	署	署 部	本 部 長 訓 戒	部下に対し、不適切な言動を行ったもの。
117	H22.10	H24.11.5	署	署 視	本 部 長 訓 戒	部下に対し、不適切な言動を行ったもの。
118	H24.10.15	H24.11.7	署	巡 査	所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、活動帽を紛失したもの。
119	H14.10.5 ～ H24.8	H24.11.20	署	巡 査 長	所 属 長 注 意	自己の返済能力以上の負債を行ったもの。
120	H15～ H24.9	H24.11.20	署	署 部 補	署 務 部 長 訓 戒	異性と不適切な交際を行ったもの。
121	H24.9.25	H24.11.20	署	巡 査 長	所 属 長 注 意	交通事故処理に際し、不適切な言動をしたもの。
122	H23.7～ H24.9	H24.11.21 H24.11.21 H24.11.20	署 署 署	巡 査 長 署 部 補 署 部	署 務 部 長 訓 戒 所 属 長 訓 戒 所 属 長 注 意	捜査書類等を不適切な方法で保管したもの。 業務管理の徹底を欠き、捜査書類等の不適切保管事案を惹起させたもの。 業務管理の徹底を欠き、捜査書類等の不適切保管事案を惹起させたもの。
123	H24.10～ H24.11.16	H24.11.21 H24.11.21		巡 査 巡 査	所 属 長 訓 戒 所 属 長 訓 戒	職場において、不適切な言動を行ったもの。 職場において、不適切な言動を行ったもの。

124	H24.11.13	H24.11.22			警 視		警 務 部 長 注 意	公用車を運転中、制限速度を37km/h超過したもの。
125	H24.11.4	H24.11.26			警 部 補		本 部 長 訓 戒	私用車を運転中、制限速度を48km/h超過したもの。
126	H24.10.26	H24.11.26		署	警 部 補		警 務 部 長 注 意	私用車を運転中、制限速度を37km/h超過したもの。
127	H24.11.18	H24.11.27		署	巡査部長		所 属 長 注 意	私用車を運転中、制限速度を31km/h超過したもの。
128	H24.10.3 ～H24.10.10	H24.11.27		署	巡 査 長		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、公用文書を紛失したもの。
129	H24.10.26	H24.11.27		署	警 部 補		所 属 長 注 意	飲酒したうえ、保護されたもの。
130	H23.9.15 ～H24.9.19	H24.12.4		署	警 部 補		警 務 部 長 注 意	捜査書類等を不適切な方法で保管していたもの。
131	H24.10.19 ～H24.11.25	H24.12.10			警 部 補		所 属 長 注 意	保管管理の徹底を欠き、警棒を紛失したもの。
132	H24.11.30	H24.12.11			警 部 補		所 属 長 訓 戒	同僚に対し、不適切な指導を行ったもの。
133	H24.6～ H24.9.9	H24.12.12 H24.12.12		署 署	巡査部長 巡 査 長		所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	公務中、自己の携帯電話を不適切な方法で保管していたもの。 公務中、自己の携帯電話を不適切な方法で保管していたもの。
134	H24.9.17 ～H24.9.24	H24.12.13 H24.12.13		署 署	巡査部長 巡 査 長		所 属 長 注 意 所 属 長 注 意	公務中、自己の携帯電話を不適切な方法で保管していたもの。 公務中、自己の携帯電話を不適切な方法で保管していたもの。
135	H24.9.8～ H24.10.11	H24.12.13		署	巡 査 長		所 属 長 注 意	警察情報取扱機器を不適切に取り扱ったもの。
136	H23.10.13 ～H23.10.25	H24.12.17 H24.12.17 H24.12.17			警 視 警 部 警 部		本 部 長 注 意 警 務 部 長 注 意 警 務 部 長 注 意	懲戒処分台帳No.18の監督責任 懲戒処分台帳No.18の監督責任 懲戒処分台帳No.18の監督責任
137	H24.6.21 ～H24.6.23	H24.12.20		署	巡 査 長		警 務 部 長 訓 戒	女性職員に対し、不適切な言動を行ったもの。
138	H21.4～ H24.4	H24.12.21			警 部		警 務 部 長 訓 戒	外務省依頼により、措置したもの。

139	H23.12.25 H23.12.25 ～H24.6.14	H24.12.27 H24.12.27	署 署	巡査長 警部	本部長注意 所屬長注意	供述調書を改ざんし、虚偽の公文書を作成したもの。 上記及び懲戒処分台帳No.19の監督責任
140	H24.10～ H24.12.4	H24.12.27		警部補	本部長訓戒	異性と不適切な交際を行ったもの。